明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一　○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（**内閣府**三〇五八）
二　○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**三〇五九）
三　○家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**総務**三九四）
三　○重要文化財に文化財を追加して国宝に指定する件（**文部科学**一七六）
三　○文化財を重要文化財に指定する件（**同**一七七）
三　○重要文化財に文化財を追加して指定する件（**同**一七八）
三　○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（**同**一七九）
四　○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（**厚生労働**三四三）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　四六

特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係　七七

会社その他
会社決算公告　九七

告示

○内閣府告示第三千五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十七年内閣府告示第四百二十四号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十九年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三